

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担当課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社アイネス 営業本部 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
工事等の名称	松戸市基幹系システム運用業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	61,380,000 円
工事等の概要	基幹系システム運用業務の委託
随意契約の理由	松戸市基幹系システム運用業務委託については、松戸市の全庁的な基幹系システムである住民記録・税・国保・福祉関連システムの業務開始前稼働確認から、障害連絡、障害一次切り分け、運転計画、資源管理、監視、ジョブ実行、異常時対処等の業務をおこなうものである。 松戸市基幹系システムは、住民票の写しや印鑑証明、納税証明等の重要な市民サービスを扱うシステムであり、運用業務委託は、そのシステムと機能を安定的に稼働させる業務のため、業務継続に重大な影響を与える可能性があることから、専門的知識と技術、作業の正確性が求められる。 また、基幹系システムは、住民情報を取扱うシステムであり、個人情報、行政事務の機密等の保護が必要である。そのため、松戸市基幹系システム運用業務委託の事業者選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。 1 基幹系システムの運用に係る作業、方法、規定を理解、熟知していること。

2	基幹系システムの稼働管理、回復管理をおこなえること。
3	各種基幹系システム、基幹系ネットワーク、基幹系パソコン、基幹系プリンタ、基幹系システムの運用と保守等の責任分界点を理解していること。
4	基幹系システムの重要性及び作業に係る危険性を理解していること。
5	システム障害時の迅速な切り分けと復旧調整が可能なこと。
6	松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。
よって、本業務に係る業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。 株式会社アイネスにあつては、前条件をクリアするとともに、平成 19 年 11 月のホストコンピュータといわれる大型汎用機から、汎用的なパッケージ機能を基本としたオープンシステム移行時の税・国保・福祉関連システムの構築、賃貸借、保守事業者であり、環境・設定作業等を熟知しているため、最も適切な事業者であるといえる。 従って、松戸市基幹系システム運用業務委託の性質及び目的が、競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、株式会社アイネスを相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものとする。	